

たかさし 史話 54

塩田遺跡の墨書土器「北家」

高砂市曾根町鍋田の塩田遺跡からは、「三宅」「北家」などと書かれた墨書土器が出土しました。「三宅」という記載や、近接する「香利屋」という字名などから考えて、ここが古代印南郡の郡家(郡役所)に関係する遺跡で、朝廷の宅と倉を管理していた場所である可能性が高いことは、以前に紹介した通りです。

今回は「北家」について考えます。「北家」の「北」の字は、ひらがなの「れ」に点を打ったような字体のため、これを「礼」や「札」と読む意見を

銘の「東北方」、正倉院文書「僧正美書状」の「北邊地」などにみえる「北」の字体が、塩田遺跡の墨書土器にみえる「北」と類似するとして、「北家」と読むのが正しいと述べています(『墨書土器の研究』)。これによって、「北家」説に確かな根拠が与えられました。

東屋・西屋・南屋・北屋などがあつたことは、長元三年(一〇三〇)の「上野国交替実録帳」に記されている通りです。高砂市内にあつたと思われる播磨国印南郡の郡家にも、北家(北屋)などの建物が整然と並んでいたことを、塩田遺跡の墨書土器は語っているのです。

(市史編さん専門委員

西本昌弘)

意味するのでしょうか。注目すべきは、新潟県の人幡林遺跡から「北家」「南家」などと書かれた木簡が出土していることです。「大領」と書いた木簡が多数出土している人幡林遺跡は、越後国古志郡の郡家を中心とする遺跡と考えられており、「北家」「南家」は役所の中心的な建物(正庁)からみて

※左記の写真については、吉川弘文館出版の平川南著『墨書土器の研究』(2000年刊)から転載・協力いただきました。



▲塩田遺跡出土墨書土器

北と南に設けられた施設を表すとされています。郡家内の建物として、庁屋・向屋のほか、



▲弘田柵跡出土墨書銘建築部材

見もありますが、塩田遺跡の調査概報にあるように、やはり「北」と読むべきでしょう。

平川南氏は秋田県の弘田柵跡から出土した建築部材墨書



▲正倉院文書「僧正美書状」(天平宝字6年)